

健保確認

年間収入見込額申告書

(労働契約内容による被扶養者申請の必要書類)

この用紙は労働契約書や労働通知書をもって被扶養者として申請をする際に提出してください
認定内容の詳細はHPでご確認ください。また、記入は今回増加をする対象者ご本人が確認をして記入をしてください

1. 給与以外の収入の有無について ※給与以外の収入がある方は、今回の申請に該当しません

無 / 有 (給与以外の収入がある)

2. 採用年月日

3. 所定労働時間

月/週/日

時間

4. 勤務日数

月

日

5. 所定外労働時間 (残業)

月 (平均)

時間

6. 給与・賃金

月給/日給/時給

円

7. 通勤交通費

月額/日額

日

8. 今後1年間の収入見込み額

※上記より年間の収入見込額 (各種手当、残業代を含む) に交通費、賞与を加え、控除前の総支給額を記入してください。

支給年月日				就労日数	総支給額
令和	年	月		日	円
令和	年	月		日	円
令和	年	月		日	円
令和	年	月		日	円
令和	年	月		日	円
令和	年	月		日	円
令和	年	月		日	円
令和	年	月		日	円
令和	年	月		日	円
令和	年	月		日	円
令和	年	月		日	円
令和	年	月		日	円
賞与	年	月			円
賞与	年	月			円
賞与	年	月			円
				合計	円

日本電子健康保険組合

理事長 殿

上記の通り申告します。また内容に相違ありません。

申請に虚偽があった際には、遡って資格の減少を行うことを了承し、医療費は全額返還いたします。

和暦 年 月 日

健保番号

—

被保険者氏名

被扶養者申請者氏名

続柄

※必ず増加対象者が記入をして内容を確認をしてください

2026年4月からの年間収入の取り扱いについて

被扶養者の年間収入の判定については、これまでは過去の収入や現時点の収入、または将来の収入見込みなどを総合的に判断し、「今後1年間の収入の見込み」で判定していました。

2026年4月1日からは、「労働条件通知書」等、労働契約の内容が確認できる書類において規定される時給・労働時間・日数等を用いて算出した年間収入の見込額で年間収入が判定されます。

これにより、労働契約に明確な規定がなく、労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等により結果的に年間収入が130万円(注)を超えることになったとしても、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、被扶養者として認定されることになります。

※労働契約内容が確認できる書類がない場合は、従来どおり、勤務先から発行された収入証明書や課税(非課税)証明書等により年間収入が判定されます。

※時間外労働に対する賃金等により、実際の年間収入が社会通念上妥当である範囲を超えて130万円(注)を大きく上回っており、労働契約内容の賃金を不当に低く記載していたことが判明した際は、被扶養者に該当しないと判断される場合があります。

注:対象者が19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者を除く)の場合は150万円、60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円